

医政医発0930第6号

保医発0930第2号

平成26年9月30日

地方厚生（支）局医療課長 殿

都道府県医務主管部（局）長 殿

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管（部）長 殿

厚生労働省医政局医事課長

（公印省略）

厚生労働省保険局医療課長

（公印省略）

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部改正の施行等について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律」（昭和62年法律第29号）の一部が改正され、本年10月1日から施行されます。

これに伴い、本年9月25日に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（平成26年政令第314号）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成26年厚生労働省令第108号）により、「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行令」（昭和62年政令第363号）及び「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律施行規則」（昭和62年厚生省令第47号）の一部が改正され、本年10月1日から施行することとなっています。

これらの改正内容については、別添の「「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部の施行について」（平成26年9月26日医政発0926第5号）により、厚生労働省医政局長から都道府県知事宛てに通知されたところですが、これに関する留意事項は下記のとおりですので、貴職におかれましては、その内容を御了知いただくとともに、貴管下の市町村（特別区を含む。）、医療機関、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第一 臨床教授等を行う外国医師及び外国歯科医師の在留資格の取扱い

入国管理当局における、臨床教授等を行う外国医師及び外国歯科医師の「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）に規定する在留資格の取扱いについては、次のとおりであること。

- ① 教授、講師等の身分で大学等に就業する場合にあっては、「教授」の在留資格が決定されること。
- ② 研究を行う者として病院等に就業する場合にあっては、「研究」の在留資格が決定されること（①に該当する場合を除く。）。
- ③ ①又は②以外の就業の場合にあっては、「技術」の在留資格が決定されること。

なお、これらの在留資格を決定された外国医師又は外国歯科医師が、臨床教授等を行うことに伴い、報酬の支給を受けた場合でも、資格外活動許可を受けることは不要であること。

第二 外国医師及び外国歯科医師が臨床教授等を行うときの診療報酬請求の取扱い

臨床教授等の許可を受けた外国医師及び外国歯科医師は、保険医の登録を受けることができないが、当該外国医師又は外国歯科医師が行う診療であっても、次のいずれの要件にも該当する場合には、保険医が行う診療とみなして、診療報酬請求を認めるものとする。

- ① 当該外国医師又は外国歯科医師に対し、保険医が関係法令及び通知において定める診療報酬請求上のルールに関して実地に指導監督する等の体制が確保されていること。
- ② 当該診療について、当該保険医が診療録への署名を行うこと。

外国人臨床修練制度の概要について

【原則】

医師法第17条 医師でなければ、医業をしてはならない。

【特例】

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律

【趣旨】

医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に寄与することを目指し、医療研修を目的として来日した外国医師等に対し、その目的を十分に達成することができるよう、当該研修で診療を行うことを特例的に認める制度。

【臨床修練の定義】

外国医師等が、厚生労働大臣の指定する病院において、臨床修練指導医等の実地の指導監督の下に医業等を行うこと。

【臨床修練の許可】

外国医師等は、厚生労働大臣の許可を受けて、2年以内の期間、臨床修練を行うことができる。

- ① 医療に関する知識・技能の修練を目的として本邦に入国していること。
- ② 臨床修練を行うのに支障のない日本語等の能力を有すること。
- ③ 外国の医師等の資格を取得後、3年以上の診療経験を有すること。

外国医師の臨床修練制度の見直しについて

1. 改正の具体的な内容

(1) 年限の弾力化

- 現行は、許可の有効期間が最長2年間とされており、例えば、日本の医学部の大学院（一般に4年課程）に留学したとしても、十分な臨床教育を受けられない可能性があるため、医療分野の国際交流の進展等に一層寄与する観点から、正当な理由があると認められる場合、最長2年間の有効期間の更新を認める。

(2) 手続・要件の簡素化

- 臨床修練制度については、当事者から「手続が煩雑」「要件が厳し過ぎる」等の指摘がなされている。
- このため、以下のような厚生労働大臣が関与する手続の簡素化・要件の緩和を行う。

改正前の臨床修練制度		改正後の臨床修練制度
受入病院	・ 厚生労働大臣が指定した病院	・ 厚生労働大臣が指定した病院 + 病院と緊密な連携体制を確保した診療所であって、厚生労働大臣が指定したもの
指導医	・ 厚生労働大臣が認定した医師	・ 受入病院が選任した医師
賠償能力	・ 患者に与えた損害を外国医師本人が賠償する能力を有している場合に限り、臨床修練を許可	・ 受入病院が外国医師に代わり、又は連帯して賠償することとした場合は、外国医師本人の賠償能力を問わない
外国医師が使用する言語	・ 外国医師が、日本語、英語等の7カ国語（省令で規定）のうち、いずれかを理解し、使用する能力を有している場合に限り、臨床修練を許可	・ 外国医師が使用する言語は限定しない（指導医が理解・使用できれば、母国語で可）

- また、手続の簡素化・要件の緩和に伴い、不適切な事例が発覚した場合に備え、受入病院に対する報告徴収や立入検査の権限を整備する。

(3) 教授・臨床研究における診療の容認

- 現行は、医療研修を目的として来日した外国の医師に限り診療を行うことが認められているが、今後、医療分野における国際交流が進む中で、例えば、高度な医療技術を有する外国の医師が、その技術を日本の医師に対して教授するために来日するケースや、海外のトップクラスの研究者が、日本の研究者と共同して国際水準の臨床研究を実施するために来日するケースも想定される。
- このため、教授・臨床研究を目的として来日する外国医師について、当該外国医師や受入病院が一定の要件を満たす場合には、診療を行うことを容認することとする。具体的な要件については、教授・臨床研究の安全かつ適切な実施を確保する観点から、以下のとおりとする。

	教授・臨床研究	臨床修練
外国における 臨床経験	・ 10年以上の診療経験があること	・ 3年以上の診療経験があること
受入病院	・ 大学病院、特定機能病院、国立高度専門医療研究センター等(省令で規定)であって、厚生労働大臣が指定したもの	・ 厚生労働大臣が指定した病院
責任者の 選任	・ 受入病院が実施責任者を選任	・ 受入病院が指導医を選任 ・ 指導医が実地に指導監督
実施可能な 業務の範囲	・ 制限無し（処方せんの交付を除く。）	・ 制限無し（処方せんの交付を除く。）

2. 施行日

平成26年10月1日